# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　TANAKA CHEMICAL CORPORATION

最終更新日：2020年6月26日
Ｊ－田中化研
代表取締役　社長執行役員 横川　和史
問合せ先：0776-85-1801
証券コード：4080
http://www.tanaka-chem.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、株主の皆様を中心とした様々なステークホルダーの利益に適うようにすることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しており、これを実現するため、「意思決定の迅速化」「企業行動の透明性の確保」「アカウンタビリティーの充実」に取り組んでおります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

**【大株主の状況】** 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 住友化学株式会社 | 16,407,200 | 50.43 |
| 田中　保 | 1,264,200 | 3.89 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 460,000 | 1.41 |
| 田中　浩 | 300,000 | 0.92 |
| 株式会社福井銀行 | 300,000 | 0.92 |
| 住友商事株式会社 | 250,000 | 0.77 |
| 田中　弘 | 210,000 | 0.65 |
| 住友生命保険相互会社 | 210,000 | 0.65 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 191,000 | 0.59 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 186,900 | 0.57 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | 住友化学株式会社　（上場：東京）　（コード）　4005 |

補足説明

割合の算出にあたっては、小数第三位を四捨五入しております。

### 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社である住友化学株式会社（以下、住友化学という。）は、当社の議決権の50.43%（2019年３月31日現在）を所有しており、当社は同社の連結子会社となっております。
東京証券取引所の適時開示制度に則って、2020年６月12日に「支配株主等に関する事項について」を公表開示し、当社と住友化学及びグループ会社との関係や取引を開示しました。この開示は、事業年度経過後３ヶ月以内に行っています。
また、2017年５月12日に社外役員審議委員会を当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、設置しました。
詳細はⅡ.2　7）を参照下さい。

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である住友化学は、当社の議決権の50.43%（2019年３月31日現在）を所有しております。
当社は、総合化学メーカーである住友化学グループの一員として親会社およびグループ各社との間で、共同開発や人的な面などで連携・協力関係にあります。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 更新 | 11 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 8 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 4 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 4 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 久野　和雄 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 大嶋　哲夫 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | | |
| 増田 仁視 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 井上 毅 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 久野　和雄 | | ○ | ――― | 同氏は事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社経営の監督に活かし、取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、取締役に選任しております。<br>また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大嶋　哲夫 | ○ | ○ | 1978年4月～2015年6月18日まで約37年に渡り、住友商事㈱の従業員として従事。その当時住友商事は当社の主原料の仕入れ先であった。住友商事を退職後、その翌日より当社監査役に就任。現在は住友商事を完全に退職して約5年が経過しております。 | 同氏は事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた客観的、中立的な監査･監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である取締役に選任しております。<br>また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。 |
| 増田 仁視 | ○ | ○ | ――― | 同氏は公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、財務及び会計などを中心とした客観的、中立的な監査･監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である取締役に選任しております。<br>また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。 |
| 井上 毅 | ○ | ○ | ――― | 弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、法律面を中心とした客観的、中立的な監査･監督業務を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることを期待し、監査等委員である取締役に選任しております。<br>また、同氏は当社と取引上の利害関係がなく、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たし、かつ一般株主との利益相反の恐れがないものと判断し、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に基づき、独立役員として選定したものであります。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性 更新

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 0 | 3 | 社外取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新 | なし |

### 現在の体制を採用している理由 更新

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を常置しておりませんが、監査等委員会は、監査等のために必要な場合には取締役、支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求めるほか業務等の状況の調査を求めることができることとされ、また、当社の「内部統制システムの整備の基本方針」において「取締役（監査等委員である者を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という）として適切な人材を配置する」と定めております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

社外取締役は内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人の監査における重要な事項について報告を受けており、必要に応じ監査担当者及び内部統制部門にヒアリングを実施するなど、経営の監督機能の向上を図ります。また、監査等委員会は前項記載のとおり内部監査部門や会計監査人と連携して監査等委員会監査を実施するとともに、内部統制委員会へのオブザーバーとしての参画や、必要に応じ内部統制部門にヒアリングを実施するなど、牽制機能の強化を図ります。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新 | あり |

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬委員会 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |

## 補足説明 更新

上記、指名報酬委員会は、取締役（監査等委員である者を除く）候補者の指名案、監査等委員である取締役候補者の指名案、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬、監査等委員である取締役の報酬等について取締役会からの諮問を受けて審議し、答申する機関として設置しております。

# 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 4名 |

## その他独立役員に関する事項

2020年5月12日に㈱田中化学研究所　独立役員の指定に関する基準を制定しております。詳細は以下の通りです。

1．本基準は、当社が当社の社外取締役を国内各証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員に指定するにあたっての要件を定める。

2．以下の各号のいずれにも該当しない場合、当社は、その者を独立役員に指定することができる。
（1）当社および当社の子会社の業務執行取締役、執行役員および部長職相当の従業員（以下「業務執行者」という。）
（2）当社の親会社および兄弟会社（親会社の子会社）の業務執行者
（3）次に掲げる当社の主要な取引先またはその業務執行者
① 当社に製品もしくは役務を提供している取引先または当社が製品もしくは役務を提供している取引先であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において取引総額が当社単体売上高の2％を超える者または当社への取引先連結売上高の2％を超える者
② 当社が借入れを行っている金融機関であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度にかかる当社事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている者
（4）当社から役員報酬以外の報酬を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において当社から1000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
（5）当社と取引のある法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において当社からその団体の連結売上高の2％以上の支払を当社から受けた団体に所属する者
（6）当社の株主であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権所有割合（直接保有および間接保有の双方を含む。）が10％以上である者またはその業務執行者
（7）過去において上記（1）に該当していた者または過去1年間において上記（2）から（6）に該当していた者
（8）上記（1）から（7）に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
（9）前各号に定める要件のほか、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

3．前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、独立役員としての責務を果たせないと判断するに足る事情があるときには、当該社外取締役を独立役員に指定しないこととする。

4．独立役員の指定に際しては、指名報酬委員会の諮問を経た上で本人の書面による同意に基づき当社が上場している証券取引所に届出を行う。

# 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

## 該当項目に関する補足説明

当社では、過去に5回のストックオプションを実施しております。
その内容は下記のとおりとなっております。

（1）1999年11月8日臨時株主総会決議による新株引受権
目的たる株式の数　　280,000株
1株あたり払込金額　　425円
付与対象者　　取締役4名及び使用人34名

権利行使期間　　2001年12月1日～2004年11月30日　権利行使期間満了

(2) 2000年6月29日定時株主総会決議による新株引受権
目的たる株式の数　　48,000株
1株あたり払込金額　　2,500円
付与対象者　　使用人11名
権利行使期間　　2002年8月1日～2004年11月30日　権利行使期間満了

(3) 2001年6月28日定時株主総会決議による新株引受権
目的たる株式の数　　70,000株
1株あたり払込金額　　580円
付与対象者　　取締役1名及び使用人13名
権利行使期間　　2003年8月1日～2006年7月31日　権利行使期間満了

(4) 2002年6月27日定時株主総会決議による新株予約権
新株予約権の数　　262個
目的たる株式の数　　262,000株
1株あたり払込金額　　425円
付与対象者　　取締役4名及び使用人33名
権利行使期間　　2003年1月6日～2004年11月30日　権利行使期間満了

(5) 2004年6月25日定時株主総会決議による新株予約権
新株予約権の数　　594個
目的たる株式の数　　594,000株
1株あたり払込金額　　1,320円
付与対象者　　取締役5名、監査役3名及び使用人54名
権利行使期間　　2006年7月1日～2014年5月31日　権利行使期間満了

| ストックオプションの付与対象者 更新 | 社内取締役、社外取締役、従業員、その他 |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与は会社の業績向上に対するインセンティブであるとの認識のもと、一部経営幹部のみならず従業員にまで付与対象者の範囲を拡げることがより効果的かつ合理的であると考えております。

## 【取締役報酬関係】

| (個別の取締役報酬の) 開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|---|---|

該当項目に関する補足説明 更新

第64期に取締役に支払った報酬の総額は55,971千円です。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役 (監査等委員である者を除く。) 及び監査等委員である取締役の報酬については、業界水準や業績等を勘案した固定報酬制としております。
取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬等の決定は取締役会において代表取締役社長執行役員に一任するとしており、監査等委員である取締役の報酬等は監査等委員会において監査等委員全員の協議により決定しております。

## 【社外取締役のサポート体制】

専任スタッフは配置しておりませんが、必要に応じ各部門が対応しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 田中　保 | 最高顧問 | 当社の方向性に関する助言 | 非常勤、報酬あり | 2018/06/22 | ――― |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 茂苅　雅宏 | 取締役会長 | 取締役会長として、当社取締役会の委員、執行役員会議のオブザーバーとして従事 | 非常勤、報酬あり | 2019/06/27 | ――― |

| 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 | 2 名 |
|---|---|

### その他の事項

―――

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社のガバナンス体制は以下のとおりとなっており、現時点において、経営の監査・監督は十分に機能しており、一般株主と利益相反が生じる事を排除し、中立性の確保がなされていると判断しております。

1）取締役会
取締役会は毎月定例的に開催しております。取締役会は取締役（監査等委員である者を除く）5名（うち社外取締役1名）ならびに監査等委員である取締役3名（全員社外取締役）で構成されており、法定事項のほか重要な経営方針及び重要事項の決定と業務執行状況の報告が行われております。また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築する為に、取締役（監査等委員である者を除く）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としております。

2）監査等委員会
監査等委員である取締役3名は、常勤・非常勤を問わず全員を社外取締役として、高度な独立性を保持しております。また、毎月定例的に監査等委員会を開催し、重要会議への出席、稟議決裁書類閲覧等による経営情報への十分なアクセスを確保することなどにより、経営に対する監督、牽制機能の強化を図ります。

3）執行役員制度
当社では、経営管理組織整備の一環として執行役員制度を導入し、経営意思決定の充実及び業務執行の迅速化を図っております。執行役員は取締役（1名）を含む5名としております。

4）執行役員会議
執行役員によって構成される執行役員会議は取締役会が行う経営の意思決定を支える機関として、毎月2回定例的に経営戦略や重要な施策等の審議を行っております。

5）内部監査
内部監査部門として内部監査室（人員2名）を設置しております。内部監査室は監査計画に基づいた内部監査、特命事項に関する内部監査を実施し、社内各部門の業務執行状況のチェックと不正や過誤の防止に努めております。

6）会計監査
会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人を監査人に選任しております。

7）社外役員審議委員会
当社と親会社グループとの取引の公正性及び透明性を確保するとともに、当社の少数株主の利益の保護に資することを目的として、取締役会の諮問機関として社外役員審議委員会を設置しております。
親会社グループと当社との間の取引に利益が実質的に相反する事項が含まれる場合には、社外役員審議委員会において審議し、結果を取締役会に報告します。

8）指名報酬委員会
取締役（監査等委員である者を除く）候補者の指名案、監査等委員である取締役候補者の指名案、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬等、監査等委員である取締役の報酬等について取締役会からの諮問を受けて審議し、答申する機関として、指名報酬委員会を設置しております。

9）コンプライアンス委員会
当社ではコンプライアンスを経営の根幹であると考えており、代表取締役直属の組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの周知・徹底を図っております。委員は取締役会にて選任することとしており、委員長を社長執行役員、委員を総務人事担当役員、常勤監査等委員である取締役、総務人事部長、内部監査室長とし、その他必要に応じて委員長が他のメンバーを選任できることとしております。

10）内部統制委員会
内部統制委員会は、内部統制監査の結果に基づく複数部署間に対する包括的な是正措置に関する対応、その他内部統制に関する課題対策を協議・立案する代表取締役直属の組織です。経理・システム担当役員を委員長とし、委員及び内部統制事務局メンバーは委員長が任命することとしております。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の公正性と透明性の確保の重要性を認識し、諸施策に取組んでおります。コーポレート・ガバナンスのあり方については、経営の監査・監督機能の強化や意思決定の迅速化を更に推進していく観点から、2020年6月26日の定時株主総会での決議を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。今後も、企業規模や経営環境の変化等に対し、意思決定の迅速性、監視機能の実効性等を勘案しながらさらなる充実、強化に取り組んでいく所存であります。

## III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 2019年11月11日　2020年3月期第2四半期決算説明会開催 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、アナリスト/機関投資家向け決算説明会資料、事業報告書、プレスリリース、招集通知、決議通知、臨時報告書 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR担当役員(1名)、IR担当役員付(2名)を配置しています。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | サステナビリティ基本方針およびサステナビリティ活動計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。 |
| その他 | 株主総会終了後に、株主の皆様に当社に対する理解を深めていただく場として株主懇談会を開催しております。(64期は新型コロナウイルス感染予防のため中止) |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート･ガバナンス強化の一環として内部管理体制の整備･強化に取り組んでおります。今後も健全で持続的な発展を目指して内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、会社法及び会社法施行規則に従い、次のとおり「内部統制システムの整備の基本方針」を決定し、もって業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、企業価値の維持･増大につなげるべく努力いたしております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び使用人の職務の遂行が法令、社会規範、定款及び社内規程に適合すること（以下「コンプライアンス」という）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査等委員会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本としております。
イ．取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。
ロ．取締役会には、監査等委員である取締役を含め複数名の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持･向上を図ります。
ハ．監査等委員である取締役は、取締役会など主要な会議に出席し、各々の有する経験及び知見に基づき種々の意見や提言を適宜行うとともに、内部統制システムの整備･運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。
ニ．内部監査部門は、監査を通じて各部門の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。
ホ．コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス･マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持･向上を図ります。また、役職員が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築している上、匿名が保障された社内外からの通報制度を設け、従業員に対して制度利用の働きかけを強化しております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存･管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
イ．経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しており、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取組んでおります。
ロ．内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に執行役員、関連部長及び常勤監査等委員である取締役に報告しております。
ハ．当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、原料部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経理･システム部において包括的に状況を把握する体制のもと取組んでおります。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経理管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図ります。
イ．取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にしております。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進しております。
ロ．取締役会は、中期経営基本方針ならびに中期事業計画を策定し、毎事業年度において中期経営基本方針ならびに中期事業計画との整合性を持たせた年度事業計画と部署別重点施策を策定のうえ、その執行を監督いたします。

5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役（監査等委員である者を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「監査等委員会スタッフ」という）として適切な人材を配置いたします。

6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会スタッフの適切な職務遂行のため、監査等委員会スタッフは取締役（監査等委員である者を除く）の指揮命令を受けないものとしております。

7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項
取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内外からの通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査等委員会が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものといたします。

8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は「コンプライアンス管理規程」の下に「内部通報細則」を定め、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしないことを定めております。

9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役が職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該取締役の職務の執行に関係ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものといたします。

10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．代表取締役と監査等委員である取締役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととしております。
ロ．取締役は、監査等委員である取締役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。
ハ．取締役は、監査等委員である取締役の職務の遂行にあたり、監査等委員である取締役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備するものとしております。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1)反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

2)反社会的勢力排除に向けた整備状況
反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備･強化を図っております。
また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

# V その他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明 更新

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

リスク管理体制の整備の状況

1) コンプライアンス委員会の設置
事業活動において役職員が法令、社会規範及び社内規程を遵守した行動を取るための体制を構築し、その実践を推進することを目的として、社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。

2) 内部統制委員会の設置
財務報告に係る内部統制体制の構築及びその有効性を継続的に評価する体制を整備することを目的として、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、内部統制委員会を設置しております。

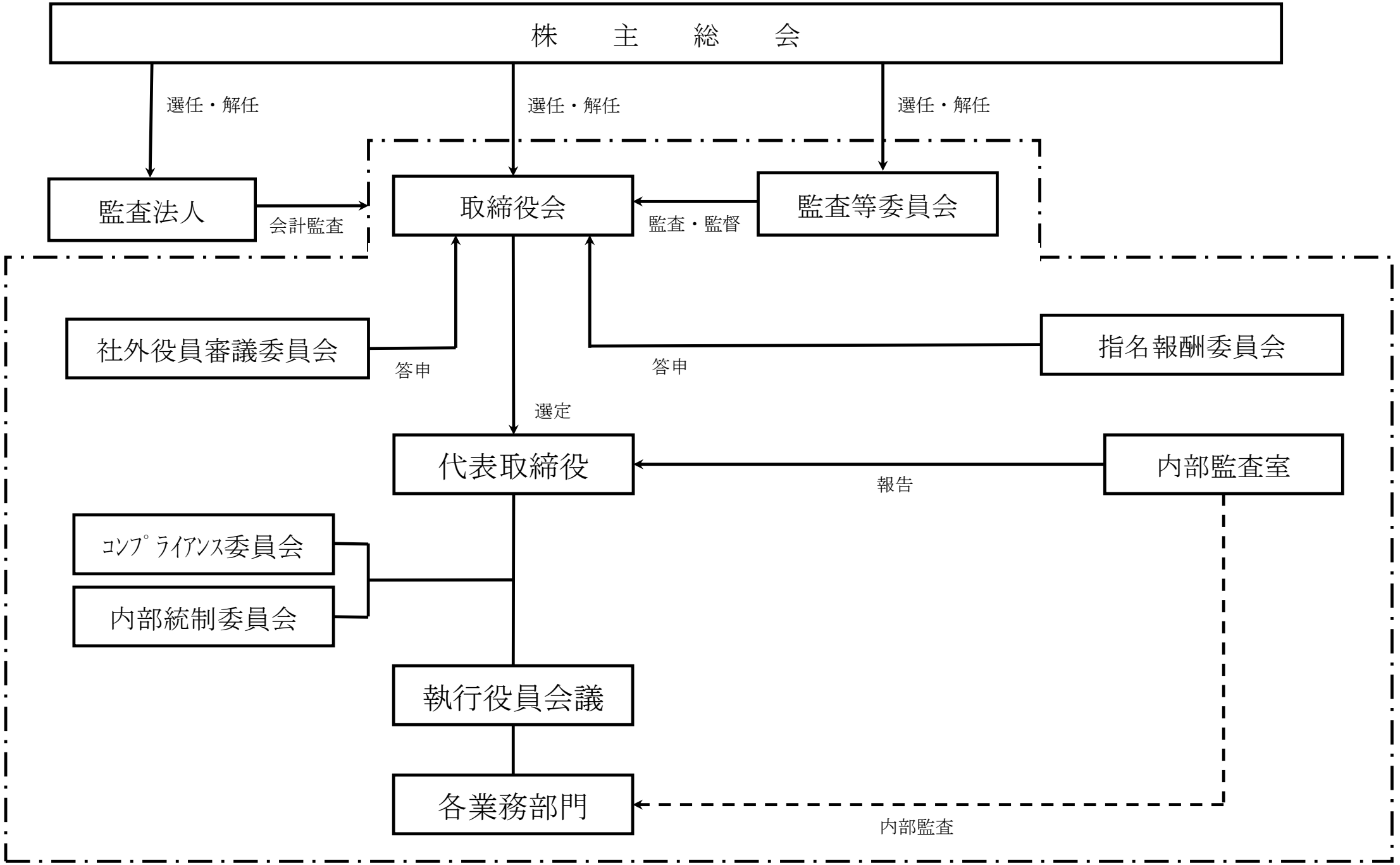
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査法人
会計監査
取締役会
監査・監督
監査等委員会
社外役員審議委員会
答申
答申
指名報酬委員会
選定
代表取締役
報告
内部監査室
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会
内部統制委員会
執行役員会議
各業務部門
内部監査

「適時開示体制の概要（模式図）」

